

大分市外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

大分市教育委員会 教育部 学校教育課
英語教育推進室

令和8年1月

大分市外国語指導助手（A L T）派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 概要

1.1 目的

児童生徒が外国の文化や言語に触れ、それらに対する興味・関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーションを図る資質・能力の育成を図るために、各小中学校及び義務教育学校等に外国語指導助手（以下「A L T」という。）を派遣し、外国語科、外国語活動及び国際理解教育の授業等において活用することを目的とする。

1.2 業務内容

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 大分市外国語指導助手（A L T）派遣業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「大分市外国語指導助手（A L T）派遣業務仕様書」のとおり |
| (3) 人 数 | A L T 9名（派遣人数は予定であり変更を行う可能性がある。） |
| (4) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |

1.3 契約方法

公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約

1.4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、企画内容や業務体制、実績等を総合的に審査した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した事業者を選定するため。

1.5 提案上限額

- 令和8年度 47,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 令和9年度 47,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

1.6 事務局（提出・問い合わせ先）

大分市教育委員会 教育部 学校教育課 英語教育推進室

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-578-7544

E-Mail : gakkokyiku@city.oita.oita.jp

2 プロポーザルに係る事項

2.1 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (7) 国税、地方税を完納している者であること。
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校または義務教育学校に対する外国語指導助手の派遣を目的とする契約実績を有すること。

2.2 審査方法

次に掲げる方法により審査する。

- (1) 参加表明をした者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査する。
- (2) 選定委員会において、提案者から企画内容、考え方の説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を受け、審査基準に従って審査を行い、各委員が採点した点数を合計した総合点数の最も高い提案書を出した提案者を受託候補者として選定する。最高得点が複数となった場合は、選定委員会の委員による決選投票により順位を決定し、この場合において同順位のときは、委員長が最終決定を行う。
- (3) プrezentation及びヒアリングの順番は、参加表明書の受付順とする。
- (4) プrezentationは1者ずつを行い、1者の持ち時間は説明20分、質疑15分の計35分とする。
- (5) プrezentationは、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当者が行うこととし、参加人数は必要最低限の人数とする。

- (6) プレゼンテーションを実施する場合に当たっては、企画提案書の他、プレゼンテーション用の資料の提出も可とする。ただし、資料を印刷の上、事前に提出すること。なお、必要部数については、2.4(4)④と同じ。
- (7) 受託候補者が辞退した場合、若しくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- (8) 提案辞退等により選定対象業者が1者のみとなった場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。
- (9) 受託候補者として選定される者は、委員全員の審査点の合計が、満点の6割以上の者とする。
- (10) 選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申立ては一切受けない。
- (11) 提案内容は、次の審査基準に基づき採点する。
(詳細は別紙1「審査基準表」参照)
- | | |
|-----------------------|-------|
| ①事業者の概要、英語教育に関する理念・方針 | (20点) |
| ②業務実績 | (10点) |
| ③採用方法、採用基準等 | (20点) |
| ④外国語指導助手に対する研修体制、研修内容 | (20点) |
| ⑤連携体制 | (20点) |
| ⑥労務管理等 | (10点) |
| ⑦危機管理体制、法令遵守 | (10点) |
| ⑧独自提案 | (20点) |
| ⑨委託料審査 | (20点) |

2.3 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不適当と認めるとき。

2.4 プロポーザルの手続き

(1) 仕様書等の交付

- ①交付期間 公告日から令和8年1月22日（木）午後5時15分まで
- ②交付場所 1.6事務局に同じ
- ③交付方法 大分市ホームページよりダウンロード
(URL <https://www.city.oita.oita.jp/>)

(2) 実施要領及び仕様書に関する質問受付

- ①受付期間 公告日から令和8年1月22日（木）午後5時15分まで（必着）
- ②受付場所 1.6事務局に同じ
- ③受付方法 質問書（様式第3号）に質問事項を記載し、電子メールにて提出し、その後、事務局へ送信した旨の電話連絡をすること。
- ④回答方法 質問に対する回答は、令和8年1月26日（月）までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。
掲載場所：ホームページ>仕事・産業>入札・契約・プロポーザル>
プロポーザル>公募型

(3) 参加表明手続

- ①提出期限 令和8年1月22日（木）午後5時15分まで（必着）
- ②提出場所 1.6事務局に同じ
- ③提出方法 直接持込または郵送（簡易書留）
- ④提出書類 提出部数は各1部
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 事業者概要
 - ・労働者派遣事業の許可証の写し
 - ウ 業務実績調査書（様式第2号）
 - ・業務実績調査書に記載したすべての契約書の写し等
 - エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
 - オ 法人の直近の2事業年度決算書
 - カ 納税証明書または完納証明書（発行後3か月を超えないもの）
 - ・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの税務署発行の最新事業年度（年）の証明書
 - ・県税に未納税額がないことの証明書
 - ・大分市で課税がある場合は、大分市が発行する完納証明書
 - 上記以外の場合は本店所在地の市町村が発行する未納税額がないことの証明書

⑤参加資格の確認

2.1に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月26日（月）に確認結果を通知する。また、参加資格要件を有すると認められた者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(4) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和8年2月5日（木）午後5時15分まで（必着）
- ②提出場所 1.6事務局に同じ
- ③提出方法 直接持込または郵送（簡易書留）
- ④提出書類 提出部数は8部（正本1部、副本7部）
 - ア 企画提案書（様式第4号及び添付書類）
 - イ 提案見積書

⑤留意事項

- ア 企画提案書の用紙規格は原則A4判（JIS規格）とする。
- イ 企画提案書の用紙の枚数は30枚以内（両面印刷・カラー印刷可）とする。
- ウ 記載内容に過不足がない限り、任意のワープロソフト等での作成も可とする。また、文書補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。
- エ 企画提案書は、ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。
- オ 企画提案は、1者につき1つ限りとする。
- カ 企画提案書の提出期限後の修正、追加、差替え及び再提出は認めない。

⑥企画提案書等の取扱い

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、提出書類を開示することがある。

(5) 審査日時等

- ①審査日時 令和8年2月24日（火）
- ②審査場所 荷揚複合公共施設2階 大分中央公民館 小会議室
企画提案書等の提出のあった事業者に、令和8年2月5日（木）以降に連絡する。
- ③選定結果 選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者全員に令和8年2月25日（水）以降に書面で通知する。併せて大分市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

(6) その他

- ①本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提出者）の負担とする。
- ②提出された書類は、返還しない。
- ③提出された書類は、法令に特別の定めがある場合を除き、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ④審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- ⑤契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

2.5 プロポーザル実施スケジュール

	項目	期間等	備考
1	公告	令和8年1月 8日（木）	
2	仕様書等の交付	令和8年1月 8日（木）から 令和8年1月 22日（木）まで	大分市ホームページからダウンロード
3	質問書の提出期限	令和8年1月 22日（木）	電子メール
4	質問書に対する回答	令和8年1月 26日（月）	大分市ホームページに掲載
5	参加表明書の提出期限	令和8年1月 22日（木）	直接持込 または郵送（必着）
6	参加資格確認結果の通知	令和8年1月 26日（月）	
7	企画提案書等の提出期限	令和8年2月 5日（木）	直接持込 または郵送（必着）
8	プレゼンテーション及び ヒアリングの実施・審査	令和8年2月 24日（火）	荷揚複合公共施設 2階 大分中央公民館 小会議室
9	選定結果の通知	令和8年2月 25日（水）以降	
10	本契約締結	令和8年2月 25日（水）以降	

審査基準表

	審査項目	審査内容	配点
1	事業者の概要 英語教育に関する 理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手を十分に派遣できる経営規模を有し、その経営状況が安定的かつ良好であるか。 ・会社の経営方針や業務内容等が、本市が求める業務の目的の達成に適しているか。 ・業務遂行に際し、学習指導要領を踏まえた資質・能力の育成に寄与することのできる方策の提案がなされているか。 	20
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手の派遣業務について、豊富な経験や信頼に値する十分な実績を有しているか。 	10
3	採用方法、 採用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の採用体制、採用方法、採用基準、採用スケジュール等が適切であるか。 	20
4	外国語指導助手に 対する研修体制、 研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育に係る指導及び国際理解教育推進のために必要な能力を習得させるために適切な研修体制が整っているか。 ・一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育に関する研修内容が充実しているか。 	20
5	連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・専属コーディネーターの配置による外国語指導助手に対する指導体制が充実しているか。 ・連絡窓口が明確で、学校や教育委員会からの相談、要望に対して迅速な対応が期待できるか。 	20
6	労務管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の支援も含め、外国語指導助手の管理体制、労務管理等が適切であるか。 ・外国語指導助手の勤務状況確認及び能力・業績評価を適切に実施し、評価結果を業務改善に活用しているか。 	10
7	危機管理体制、 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する危機管理体制や保障内容は適切であるか。 ・法令遵守、個人情報漏洩防止等の取組は適切であるか。 	10
8	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手の効果的な活用方法や、教職員の指導力向上や英語力向上につながる研修等、本市の英語教育の充実に資する提案内容であるか。(委託料の範囲内) 	20
9	委託料審査	<ul style="list-style-type: none"> ・金額が提案内容に対して妥当であるか。 	20
	審査点合計	審査項目合計点×100／150	